

認定時の添付書類について



Q 私は、この度、同居の母を扶養したいと考えています。現在は、父（65歳・収入：年金190万円）と母（60歳・収入：パート60万円）と一緒に暮らしています。

父は認定限度額を超えておりますが、母については認定限度額内となりますので扶養できると考えています。手続きをしようと思っておりますが、「被扶養者申告書」、「扶養の事実申出書」の他に添付書類としてどのような書類を添付すればよいのでしょうか。

A お見込みのとおり、お父様については認定限度額の年額130万円（60歳以上の者であって、その者の所得の全部又は一部が公的年金である場合は、年額180万円）を超えているので認定はできませんが、お母様については、認定限度額未満であり、かつ、ご両親の収入の合計も認定限度額の合計未満となりますので、認定は可能です。

(父) 年金収入	190万円	≥	認定限度額 180万円	→	認定不可
(母) パート収入	60万円	<	認定限度額 130万円		
			かつ		
父母合算	250万円	<	認定限度額合算 310万円	→	認定可

添付書類については、以下のものが必要となります。

「住民票（世帯全員・続柄表示のあるもの）」「所得証明書（母）」「雇用証明書（母）」
 「所得証明書（父）」「年金額を証する書類の写し※（父）」

※「年金額を証する書類の写し」とは、「改定通知書」又は「送金通知書」です。（「公的年金等の源泉徴収票」は不可となります。）毎年行う被扶養者資格継続調査においても必要となりますので、無くさないように保管しておいて下さい。無くされた場合は、再発行をお願いします。

当年10月から

退職等年金給付に係る 基準利率及び終身現価率並びに 有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非ご覧ください。

※退職等年金給付に関する制度内容等の詳細については、平成27年10月下旬に所属所を通じてお配りいたしております「年金払い退職給付制度に係る付与率・掛金率等について」のリーフレットをご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>
 （地方公務員共済組合連合会トップページ）

トップページの年金関連情報メニュー内「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会